

せいかつ ほ ご 生活保護の

しおり そうだん じ せつめいよう (相談時説明用)

ざ ま し ふくしじむしょ せいかつし えん か
座間市福祉事務所 生活支援課

〒252-8566

ざ ま し みどりがおかいっちょうめ ばん ごう
座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

☎ 046-252-7125 (ちよくつう 直通)

FAX: 046-252-7043



げつ きん しゅくじつ のそ
月～金 (祝日を除く)

ごぜん じ ぶん ご ご じ ぶん
午前8時30分～午後5時15分

生活保護制度について

○生活保護とは

生活保護とは、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度です。年金や給与などの収入が世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回る方（世帯）で、自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても最低限度の生活を維持することができない方（世帯）が保護を受けられます。

○生活保護の目的

生活保護は、その資産や能力を活用しても生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように支援することを目的としています。生活保護は、生活保護法に定める一定の要件のもとに、どなたでも受け取ることができます（外国籍の方は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について定める一定の要件を満たしている必要があります）。

ただし、暴力団員は保護の要件を満たしませんので、

生活保護を受けることはできません。



生活保護の決め方

生活保護は、世帯単位（同じ家に住んでいる方全員）の原則があります。お住まいの地域や世帯の状況に応じて、国が定めた最低生活費（生活に必要な費用の合計額）と収入を比べて、収入が足りない場合に、その足りない部分について生活保護を受けることができます。

※受けられる場合

最低生活費	
生活・住宅・教育扶助等基準額（加算・一部の一時扶助を含む）	
収入 就労収入・年金・手当・仕送りなど	生活保護費

※受けられない場合

最低生活費
生活・住宅・教育扶助等基準額（加算・一部の一時扶助を含む）
収入 就労収入・年金・手当・仕送りなど

しさん のうりよく た ほうりつ きゅうふ かつよう 資産・能力・他の法律による給付などの活用

について

ほご う じぶん も のうりよく はたら のうりよく しさん
保護を受けるときには、自分の持っている能力（働く能力など）、資産
（よちよきん とち た じぶん せいかつ りよう
（預貯金・土地など）、その他あらゆるものを自分の生活のために利用すること
ひつよう じんぼうじょう ふようぎむしゃ はいぐうしゃ ちよっけいしんぞく ふ ぼ そふ ぼ
が必要です。また、民法上の扶養義務者（配偶者・直系親族（父母・祖父母・
こ まご きょうだいしまい た とくべつ かんけい しんぞく えんじょ た
子・孫）・兄弟姉妹・その他・特別な関係にある親族）などからの援助や他の
ほうりつ きゅうふ かつよう かのう ばあい ゆうせん かつよう
法律などによる給付などの活用が可能な場合には、それらを優先して活用して
いただきます。



① しさん かつよう 資産の活用について

● とち かおく げんざいきょじゅう ばあい げんそく ほゆう みと
土地・家屋は、現在居住している場合は原則として保有を認められます（た
だし、ようほごせたいむ ふどうさんたんぽがたせいかつしきん りよう かのう かた
ただし、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能な方については、
とうがいかしつけしきん りよう せいかつ ほご てきよう ゆうせん しさん か ち たか
当該貸付資金の利用が生活保護の適用より優先されます）が、資産価値が高い
ばあい ばいきゃく ひつよう つきじゅうたく ほゆう げんそくみと
場合には売却する必要があります。なお、ローン付住宅の保有は原則認めら
れませんが、まいつき しはらいがく きかん みと ばあい ほう
れませんが、毎月の支払額・期間により認められる場合もありますので、ご相
だん
談ください。

● たはた さんりん げんや しさん か ち たか ばあい こうさく じぎょうよう しょくりんじぎょう
田畑・山林・原野は、資産価値が高い場合または耕作や事業用（植林事業を
のぞ かつよう ばあい げんそく ほゆう みと
除く）などに活用していない場合は、原則として保有を認められませんので、
しょぶん せいかつひ あ いったい じょうけん み ほうゆう みと
処分して生活費に充ててください。ただし、一定の条件を満たせば保有が認め
らる ばあい そうだん
られる場合もありますので、ご相談ください。

●自動車、125cc を超えるバイクの保有・使用・借用は、原則として認められません。ただし、勤務先で運転する必要がある場合や、障がいのある方が通勤・通院用で使用される場合などには認められることもあります。125cc 以下のバイクおよび原動機付自転車については、一定の条件を満たせば保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。

●貴金属・債権等は、処分して生活費に充ててください。

●解約返戻金が出る保険は、原則として解約して返戻金を生活費に充ててください（一定の条件を満たせば保有が認められる場合もありますので、ご相談ください）。学資保険については、解約返戻金が発生する場合でも50万円以下であれば保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。

●持っている現金や預貯金は、生活費に充ててください。

② 能力の活用について

●働ける方は、能力に応じて働いてください。（高校生を除く 16歳から 64歳まで）

③ 扶養義務者の扶養について

●民法上の扶養義務者（配偶者・直系親族（父母・祖父母・子・孫）、兄弟姉妹・その他・特別な関係にある親族）から援助を受けられる可能性がある方は、援助を受けられないか扶養義務者にご相談ください。

④ 他の法律による給付など

●他の社会保障制度（年金・手当・労災・失業保険等）で利用できるものは、まずはこれらを利用することが必要です。

せいかつ ほ ご う なが 生活保護を受けるまでの流れ

① そうだん 相談

せいかつ ほ ご そうだん ふくしじむしょ そうだん き
生活保護の相談をされるときは福祉事務所に相談をしてください。お聞きした
ないよう ひみつ げんしゅ あんしん はな
内容についての秘密は厳守しますので安心してお話してください。

② しんせい 申請

せいかつ ほ ご しんせい かた ほんにん ふようぎむしやまた どうきょ しんぞく
生活保護の申請ができる方は、本人か扶養義務者又は同居の親族となっています。
しんせい ふくしじむしょ おこな しんせいしゅるい ひつようじこう きにゅう
申請は福祉事務所で 行い、申請書類に必要事項を記入していただきます。
じじつ ちが しんせい ふせい しゅだん ほ ご う ばあい ほうりつ
なお、事実と違った申請をし、不正な手段により保護を受けた場合は法律によ
り罰せられることがあります。

※マイナンバーは、ちょうさ じっし しょうかい かいとう りよう
調査の実施や照会の回答に利用することがあります。

③ ちょうさ 調査

しんせい お い か ちょうさ
申請が終わると以下の調査をいたします。

● じっ ちょうさ ちょうさたんとういん たく ほうもん せいかつれき き ま ど
実地調査：調査担当員があなたのお宅に訪問して生活歴を聞き、間取りや
かざいどうぐ かくにん
家財道具を確認します。

● しさんちょうさ ぎんこう せいめいほけんがいしゃとう しょうかいぶんしょ だ しさん ほゆうじょうきよう
資産調査：銀行や生命保険会社等に照会文書を出して資産の保有状況を
かくにん
確認します。

● びょうじょうちょうさ しゅじい ほうもん びょうじょう かくにん
病状調査：主治医を訪問してあなたの病状について確認します。

● ふようぎむちょうさ みんぽうじょう ふようぎむしや ふうふ りょうしんおよ こ きょうだいしまい
扶養義務調査：民法上の扶養義務者（夫婦・両親及び子ども・兄弟姉妹）
ひつよう おう えんじょ かくにん ばあい
に、必要に応じて援助ができるかどうかを確認する場合があります。

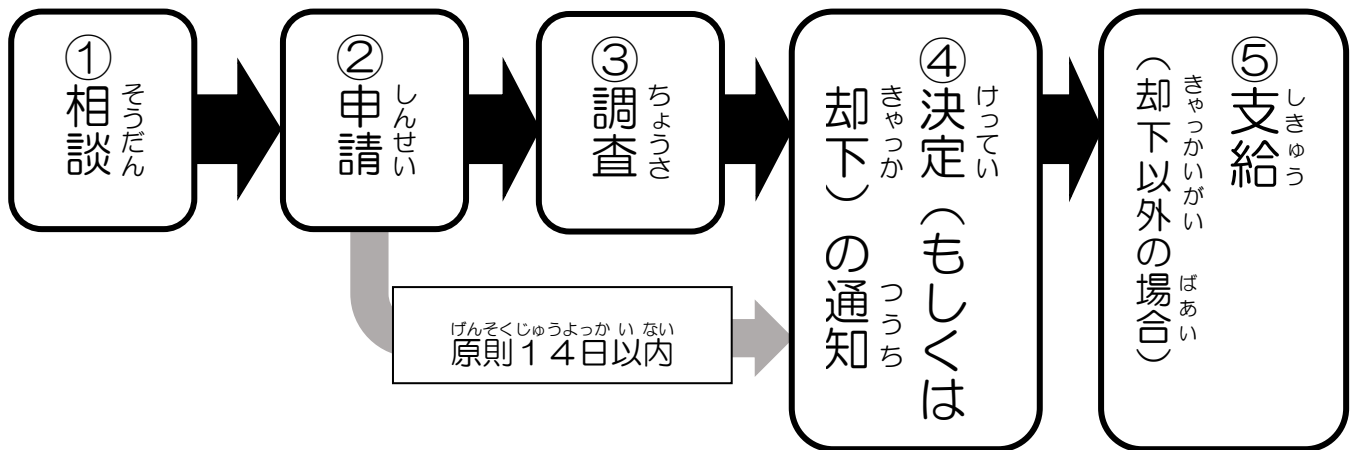
④決定

上記の調査結果を総合的に判断して生活保護が必要かどうかの決定をします。

原則として申請を受け付けてから14日以内（必要な調査に時間がかかった

場合には30日以内）に決定（もしくは却下）のご連絡をします。

金銭の支給は保護決定後のため、支給には決定後もうしばらく時間がかかります。
す。詳しい支給日につきましては、決定通知をご覧ください。



※②申請から④決定までの間に医療機関を受診する場合には、受診前までに福祉事務所にご相談ください。福祉事務所が閉庁している期間に受診の際には、医療機関に現在生活保護申請中であることを伝え、受診の相談をしてください。また、受診後はその旨を福祉事務所へご連絡ください。

福祉事務所が行った保護の申請の却下、保護の変更、停止または廃止等の決定内容に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から数えて3か月以内に神奈川県知事に対して不服申立て（審査請求）をすることができます。※日本国籍を有していない方は審査請求できません。

次回お持ちいただきたい資料

※以下資料がなくても申請は可能ですが、円滑な調査のためご協力をお願いします。

☐	健康保険等 ^{けんこうほけんとう} に加入 ^{かにゅう} している方 ^{かた}	加入 ^{かにゅう} している国民健康保険証 ^{こくみんけんこうほけんしょう} ・社会保険証 ^{しゃかいほけんしょう} ・後期高齢者医療被保険者証 ^{こうきこうれいしゃいりようひほけんしゃしょう} ・介護保険証 ^{かいごほけんしょう}
☐	預貯金 ^{よちょきん} がある方 ^{かた}	お持ちのすべての銀行等 ^{ぎんこうとう} の通帳 ^{つうちょう} 。通帳 ^{つうちょう} がなければキャッシュカード。 ※通帳 ^{つうちょう} は直近 ^{ちよつきん} の取引 ^{とりひき} が記載 ^{きさい} されているもの
☐	アパート等 ^{とう} の借家 ^{しゃくや} にお住まい ^す の方 ^{かた}	家賃貸借 ^{やちんちんたいしやくけいやくしよ} 契約書 ^{なんがつぶん} 、何月分 ^{やちん} まで家賃 ^{はら} を払ったか分かる書類 ^わ
☐	生命保険 ^{せいめいほけん} に加入 ^{かにゅう} している方 ^{かた}	生命保険 ^{せいめいほけん} や学資保険等 ^{がくしほけんとう} の証書 ^{しょうしょ}
☐	働 ^{はたらいて} いている方 ^{かた}	直近 ^{ちよつきん} 3か月分 ^{げつぶん} の給与 ^{きゅうよ} 明細書 ^{めいさいしよ}
☐	雇用保険受給 ^{こようほけんじゅきゅう} している方 ^{かた}	雇用保険受給 ^{こようほけんじゅきゅう} 資格者証 ^{しやくかくしやしょう}
☐	年金 ^{ねんきん} や手当 ^{てあて} を受給 ^{じゅきゅう} している方 ^{かた}	直近 ^{ちよつきん} の年金通知 ^{ねんきんつうち} はがき・年金手帳 ^{ねんきんてちょう} ・年金証書 ^{ねんきんしょうしょ} 、 支払通知書 ^{しはらいつうちしよ} など 児童手当決定通知書 ^{じどうてあてけつていつうちしよ} ・児童扶養手当証書 ^{じどうふようてあてしょうしょ} など
☐	持家等 ^{もちいえとう} の不動産 ^{ふどうさん} をお持ち ^も の方 ^{かた}	登記簿謄本 ^{とうきぼとうほん} ・固定資産税納税通知書 ^{こていしさんぜいのうぜいつうちしよ} など
☐	外国籍 ^{がいこくせき} の方 ^{かた}	在留カード ^{ざいりゅう} または特別永住者証明書 ^{とくべつえいじゅうしやしょうめいしよ} ・パスポートなど
☐	各種手帳 ^{かくしゅてちょう} をお持ち ^も の方 ^{かた}	母子手帳 ^{ぼしてちょう} ・身体障害者手帳 ^{しんだいしょうがいしやてちょう} ・療育手帳 ^{りょういくてちょう} ・精神障害者保健福祉手帳 ^{せいしんしょうがいしやほけんふくしてちょう} など
☐	各種医療助成制度適用 ^{かくしゅいりようじよせいせいどてきよう} の方 ^{かた}	自立支援医療受給者証 ^{じりつしえんいりようじゅきゅうしやしょう} ・指定難病医療受給者証 ^{していなんびょういりようじゅきゅうしやしょう} ・ひとり親家庭医療費助成受給証 ^{おやかていりりようひじよせいじゅきゅうしやしょう} ・心身障害者医療費助成受給票 ^{しんしんしょうがいしやいりようひじよせいじゅきゅうひよう}
☐	親族 ^{しんぞく} の情報 ^{じょうほう} が分かるもの ^わ	配偶者 ^{はいぐうしや} ・直系血族 ^{ちよつけいけつぞく} （あなたや申請 ^{しんせい} する家族 ^{かぞく} からみて父母 ^{ふぼ} ・祖父母 ^{そふぼ} ・子ども ^こ ・孫 ^{まご} ）および兄弟姉妹 ^{きょうだいしまい} などの名前 ^{なまえ} ・生年月日 ^{せいねんがっぴ} ・住所 ^{じゅうしよ} ・電話番号 ^{でんわばんごう}
☐	印鑑 ^{いんかん}	認め印 ^{みとめいん} （スタンプ式 ^{しき} は不可 ^{ふか} ）
☐	その他 ^た	